

暮らしの中の国民年金

費用負担と保険料

保険料負担

のしくみ

昭和61年4月からスタートした新しい年金制度は、自営業者だけでなく、厚生年金や共済組合加入の人もすべて、国民年金の加入対象者とし、これにより全国民共通の「基礎年金」を支給することになっています。

このため、基礎年金の給付に必要な費用、すなわち財源は、国民年金に加入している人が全体で公平に負担することになっています。

具体的には、自営業者とその家族（第1号被保険者）などは、今まで通りの方法で保険料を納めていただきますが、厚生年金や共済組合加入者（第2号被保険者）とその被扶養者の奥さん（第3号被保険者）については、基礎年金に必要な費用を、厚生年金や共済組合がまとめて国民年金へ納めるので、国民年金の保険料を別に負担する必要はありません。

基礎年金の財源



つまり、サラリーマンは、本人と奥さんの基礎年金に必要な保険料も含めて、厚生年金や共済組合の保険料を納めることになる訳です。

年金給付額には国の負担も

国民年金制度では、これまで年金給付に必要な費用の3分の1を国が負担してきました。新しい制度においても、同様に費用の3分の1を国が負担します。

つまり、加入者の掛ける保険料に国の出資分（受け取る年金額の3分の1）がプラスされて、年金が支給されることになる訳です。個人年金には、国の負担はありません。

保険料は60歳まで

国民年金の加入期間は、原則として20歳から60歳までとなっています。

したがって、保険料の納付も当然60歳までとなります。

保険料を納めた期間（免除の期間も含む）が、25年以上になると65歳から老齢基礎年金が受けられます。

しかし、ここでいう「25年」というのは、老齢年金の受給資格を満たすための最低必要年数なので、受給資格を満たしたから保険料を納めなくてもよいということではありません。

保険料の免除

国民年金制度は、失業中の者や無職の者まで、すべて強制加入者とし、保険料の納付を義務付けています。しかし、家計が苦しくて納められないとか、失業や病気などで納めることができない人は、手続きをすれば、保険料の免除を

受けることができます。

ただし、保険料の免除された期間は、将来年金を受けの際、納めたときの3分の1の額でしか計算されません。

保険料の追納

保険料の免除を受けた期間を、何年か経って経済的にゆとりができたので納めたいという場合には、最高10年前まで遡って免除を受けた期間を追納することができます。

追納する保険料の額は、保険料の免除を受けた当時の保険料の額に一定の率を掛けた額となります。

未納保険料は2年で時効

国民年金の保険料は、加入の手続きが遅れたり、未納期間があっても、納期限から2年を経過すると、時効により納められなくなります。したがって、時効になってしまった期間が多くなると、年金をもらうために最低必要な25年